

平成 26 年第 2 回甲賀広域行政組合議会臨時会 議決結果

議案番号	件 名	議決年月日	議決結果
議案第 8 号	甲賀広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	H26. 6. 26	原案可決
議案第 9 号	平成 26 年度甲賀広域行政組合一般会計補正予算(第 1 号)について	H26. 6. 26	原案可決
議案第 10 号	財産の取得について	H26. 6. 26	原案可決
議案第 11 号	調停事件の合意につき議決を求めることについて	H26. 6. 26	原案可決

議案第 8 号

甲賀広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

甲賀広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 26 年 6 月 26 日 提出

甲賀広域行政組合管理者 中嶋 武嗣

平成 26 年 6 月 26 日 原案可決

甲賀広域行政組合議会議長 辻 重治

提案理由

消防法施行令の一部改正に伴い、火を使用する器具等の取り扱いに関する規定の整備のほか、屋外における催しの防火管理体制の構築を図るため

平成26年度 甲賀広域行政組合一般会計補正予算（第1号）

平成26年度甲賀広域行政組合一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるとことによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ400千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,219,189千円とする。
- 2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成26年 6月26日 提出
甲賀広域行政組合管理者 中嶋武嗣

平成26年 6月26日 原案可決
甲賀広域行政組合議會議長 辻重治

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款		項	補正前の額	補正額	計
5. 諸 収	入		21,581 千円	400 千円	21,981 千円
	2. 雜	入	21,551	400	21,951
補正されなかつた款に係る額			3,197,208		3,197,208
歳入合計			3,218,789	400	3,219,189

歳出

款		項	補正前の額	補正額	計
4. 消防費	費		1,606,788 千円	400 千円	1,607,188 千円
	1. 消防費		1,606,788	400	1,607,188
補正されなかつた款に係る額			1,612,001		1,612,001
歳出合計		3,218,789	400	3,219,189	

議案第 10 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号並びに甲賀広域行政組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

平成26年 6月26日 提出

甲賀広域行政組合管理者 中嶋 武嗣

平成26年 6月26日 原案可決

甲賀広域行政組合議長 辻 重治

1 財産の名称、数量 高規格救急自動車 1台

2 購入予定価格 26,514,000円
(うち消費税 1,964,000円)

3 購入先 滋賀県大津市本宮二丁目9番12号
滋賀トヨタ自動車株式会社
代表取締役 平田 昭夫

議案第11号

調停事件の合意につき議決を求めるについて

次のとおり調停案に合意することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

平成26年 6月26日 提出

甲賀広域行政組合管理者 中嶋 武嗣

平成26年 6月26日 原案可決

甲賀広域行政組合議会議長 辻 重治

1 相手方

2 裁判所 甲賀簡易裁判所

3 事件名 平成25年(メ)第3号 ごみ処分手数料請求調停申立事件

4 事件の概要

平成 年 月から平成 年 月までに相手方が搬入した可燃ごみの処分手数料が納入されないため、支払いを求めて平成25年10月2日に甲賀簡易裁判所に、民事調停を申し立てたもの。

5 調停条項

(1) 相手方は申立人に対し、平成 年度及び平成 年度の可燃ごみ処分手数料の未払い金として、金 円の支払い義務があることを認める。

(2) 相手方は申立人に対し、前項の金員を下記の通り分割して支払う。

ア 平成26年7月から同29年3月まで毎月末日限り、1カ月当たり
金 円ずつを申立人あて持参又は送金して支払う。

イ 平成29年4月末日限り、金 円を申立人あて持参又は送金し
て支払う。

ただし、申立人が相手方に対して債務を負ったときは、申立人は、当該
債務と相手方に対する上記分割金債権とを、相殺適状にあるものとみなし
て対等額で相殺することができる。

(3) 相手方が前項の分割金の支払いを2カ月分以上遅滞したときは、相手
方は当然に期限の利益を失い、申立人に対し、第1項の金員から既払い金
を除いた残額及びこれに対する支払い済みまでの年5%の割合による遅
延損害金を一括して支払う。

(4) 申立人と相手方は、本件に関し、上記各項に定めるほか互いに何らの
債権債務が存しないことを確認する。

(5) 調停費用は各自の負担とする。